

# 南海トラフ地震防災対策計画の 作成に係る説明会

## 次 第

- ・ 開 会
- ・ あいさつ
- ・ 大分県の防災対策について（45分）
- ・ 計画作成の進め方（15分）
- ・ 質疑応答
- ・ そ の 他
- ・ 閉 会

【メ モ】

# 事業所の津波避難計画

大分県では、今後50年以内に90%程度の確率で南海トラフ巨大地震が起こることが想定され、地震・津波対策が喫緊の課題となっています。

東日本大震災では、多くの方が職場や学校、スーパー、病院など自宅以外の場所で津波に巻き込まれました。

事業所においては、社会的責任において、お客や従業員等の命を守るための対策が極めて重要となります。

平成26年3月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、大分県内の16市町村が推進地域に指定されました。

推進地域内の施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波避難計画等を定めた対策計画又は南海トラフ地震防災規程を**平成26年9月29日まで**に作成し、県知事など関係機関に届け出ることが定められています。

## 南海トラフ地震防災対策推進地域

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町

計画作成の対象となるのは、推進地域内のうち南海トラフ地震によって、津波により30cm以上の浸水が想定される区域の下記施設又は事業を行う事業者です。

浸水区域については、市町村防災担当部局にお問い合わせください。

## 対象事業所等

- ・病院、劇場、百貨店、旅館など不特定多数の者が出入りする施設
- ・石油類、火薬類、高圧ガスの製造、貯蔵、処理 又は取り扱い施設
- ・鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ・学校、社会福祉施設、水道、電気、ガス、通信、放送事業 等

## 対策計画で定める事項

- 一．津波からの円滑な避難に関する事項(避難経路・場所・人数)
- 二．南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 三．地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

# 南海トラフ地震防災対策計画 作成の手引き 【事業所編】

## 1. 計画を作成していただく事業所

・南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する事業所は、次の事項に当てはまる事業所等です。

（１）南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村のうち、南海トラフ地震によって30センチ以上の浸水が想定される区域に所在する事業所等です。

・浸水区域は、県のホームページに掲載しています。

大分県ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13550/taisakukeikaku.html>

（２）作成していただく事業所は下記の事業所等で、別表「種別一覧表」に記載された業種です。

- ・病院、劇場、百貨店、旅館など不特定多数の者が出入りする施設
- ・石油類、火薬類、高圧ガスの製造、貯蔵、処理 又は取扱い施設
- ・鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ・学校、社会福祉施設、水道、電気、ガス、通信、放送事業 等

・消防計画や各種予防規程等（以下「消防計画等」という。）を作成しなければならない事業者等は、南海トラフ特措法でも、対策計画を作成しなければなりません。

従業員50～1000人の工場は、南海トラフ特措法では、対策計画作成の事業所となっていませんが、地域における影響を考慮して、作成をお願いします。

## 2. 対策計画で定める内容

・対策計画では、次の（１）～（３）の事項を定めてください。

（１）津波からの円滑な避難の確保に関する事項

実効性のある避難計画となるために、津波からの避難として次の具体的な事項は、必ず計画に盛り込んでください。

避難場所                      避難経路                      避難者数（従業員と顧客等避難予想人数）

(2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示してください。

(3) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施し、その実施内容、方法等を明示してください。

別紙の対策計画の例を参考に作成してください。

なお、県ホームページにも掲載しております(Word版)ので、ご利用ください。

作成に当たっての留意事項

< 具体的留意事項 >

お客様、従業員等の命を守ることを第一とし、避難場所、避難経路、避難者数を明記して下さい。

大規模な工場等にあつては、市町村指定の緊急避難場所を利用する場合は、収容人員等を考慮し、市町村や地域の自主防災組織等と協議して下さい。

病院、福祉施設等は、避難行動要支援者の避難について十分な配慮をして下さい。

保安措置を講ずべき施設については、その措置内容を計画に盛り込んで下さい。

公共性の高い事業所は、業務停止の結果生ずる事象に対して講ずべき措置を定めて下さい。

### 3. 作成の特例

- ・ 消防計画等を作成しなければならない事業所は、上記の項目を消防計画等に規定することで、対策計画を作成したとみなすことができます。

この場合、当該計画部分を、「南海トラフ地震防災規程」といいます。

これらの事業所等においては、消防計画等を変更して「南海トラフ地震防災規程」を盛り込んでください。

### 4. 届出について

- ・ 対策計画又は南海トラフ地震防災規程を作成した場合は、対策計画は、県知事へ、南海トラフ地震防災規程は、所管する官公署へ届け出るとともに、その写しを市町村長に送付することとなっています。(特措法第7条6項、第8条2項)

県では、事業者の皆様の事務軽減のため、届出手順を次のとおりとしました。

( 1 ) 対策計画を作成した場合

届出していただく書類と部数

(A)届出書(県知事あて)と対策計画 1部、

(B)送付書(市町村長あて)と対策計画の写し 1部

届出書と送付書の様式は、別紙のとおりです。

県のホームページに様式(Word版)を載せていますので、ご活用ください。

届出・送付先は、大分県の防災危機管理課

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号 大分県生活環境部防災危機管理課

電話:097-506-3067

提出された書類のうち送付書(市町村長あて)と対策計画書の写しは、防災危機管理課から市町村に送付いたします。

( 2 ) 消防計画等を変更した場合

消防計画の場合

届出していただく書類と部数

南海トラフ地震防災規程の正本2部

(C)送付書(市町村長あて)と南海トラフ地震防災規程の写し1部

(正本2部は、消防本部用、事業所返却用。写しは、市町村用です。)

届出先は、事業所の所在地を所管する消防本部です。

(全てを消防本部あてに送付してください。消防本部が正本1部を事業所に返還、写しは送付書と共に市町村に送付いたします。)

その他予防規程等の場合

届出していただく書類と届出先

南海トラフ地震防災規程は、各法令で定める部数を所管する官公署へ送付してください。

(C)送付書(市町村長あて)と南海トラフ地震防災規程の写し1部を市町村防災主管部局へ送付してください。

その他予防規程等で所管する官公署が、市町村の場合は、消防計画の例に沿って消防本部へ送付してください。

5. 届出の期限

平成26年9月29日までに、上記4の届出先等に関係書類等を送付してください。

南海トラフ地震特措法に基づく対策計画策定対象事業所種別一覧

政令番号	施設または事業例	収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震防災規程を定める計画	提出先	
1	[消防法施行令第1条の2第3項]				
	1項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
		ロ 公会堂又は集会場	〃		
	2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類	30人以上		
		ロ 遊技場又はダンスホール	〃		
		ハ 性風俗関連特殊営業店舗	〃		
		ニ カラオケボックス、個室マンガ喫茶・ネットカフェ 等	〃		
	3項	イ 待合、料理店類	30人以上		
		ロ 飲食店	〃		
	4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上		
	5項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所類	30人以上		
	6項	イ 病院、診療所又は助産所	30人以上		
	8項	図書館、博物館、美術館類	50人以上		
	9項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類	30人以上		
		ロ イ以外の公衆浴場	50人以上		
	10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	50人以上		
	11項	神社、寺院、教会類	50人以上		
13項	イ 自動車車庫又は駐車場	50人以上			
15項	前各項に該当しない事業場	50人以上			
16項の2	地下街	30人以上			
16項の3	準地下街(建築物の地階で不特定多数が入り出するもの)	50人以上			
17項	文化財建築物	50人以上			
2	[消防法施行令第1条の2第3項]				
	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの				
	消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長	
	消防法施行令別表第1の8項 9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設	50人以上			
	消防法施行令別表第1の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設	30人以上50人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事	
3	[危険物の規制に関する政令第37条] 予防規程を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所、取扱所	全て	予防規程 (消防法第14条の2第1項)	市町村長	
4	[火薬類取締法第3条] 火薬類の製造所(経済産業大臣の許可)	全て	危害予防規程 (火薬類取締法第28条第1項)	知事	
5	[高圧ガス保安法第5条第1項] 高圧ガス製造事業所(都道府県知事の許可)	全て	危害予防規程 (高圧ガス保安法第26条第1項)	知事	
6	[毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項] 毒物・劇物製造、貯蔵所	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事	
7	[核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条等] 核燃料物質の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設等	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事	
8	[石油コンビナート等災害防止法第2条第6号] 石油コンビナート等防災区域内の特定事業所(第一種・第二種事業所)	全て	防災規程 (石油コンビナート等災害防止法第18条第1項)	市町村長	
9	[鉄道事業法第2条第1項] 第一種鉄道事業者、第二種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者	全て	実施基準 (鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項)	運輸局長	
	[鉄道事業法第2条第5項] 索道による旅客又は貨物の運送を行う事業	全て	細則 (索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条)	運輸局長	
10	[軌道法第3条] 軌道を敷設して運輸事業を営む者	全て	細則 (軌道運転規則第4条第1項)	運輸局長	
11	[海上運送法第2条第5項・第21条第1項] 一般旅客定期航空路事業・旅客不定期航空路事業	全て	運航管理規程 (海上運送法施行規則第7条の2第1項、第21条の19第1項)	運輸局長	
12	[道路運送法第3条第1項イ] 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)	全て	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)	運輸局長	

南海トラフ地震特措法に基づく対策計画策定対象事業所種別一覧

政令番号	施設または事業例	収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震防災規程を定める計画	提出先
13	[学校教育法第1条・第82条の2・第83条] 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校、各種学校その他	50人以上 (幼稚園又は特別支援学校は30人以上)	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
		50人未満 (幼稚園又は特別支援学校は30人未満)	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	授産施設	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	[児童福祉法第7条第項]			
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
	乳児院、障害児入所施設	10人以上		
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	乳児院、障害児入所施設	10人未満		
	母子生活支援施設、児童厚生施設	全て		
	[身体障害者福祉法第5条第1項]			
	身体障害者福祉センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
	身体障害者福祉センター	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設	全て		
	[生活保護法第38条第1項]			
	更正施設	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
	救護施設	10人以上		
	更正施設	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第8条)	知事
	救護施設	10人未満		
	医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	全て		
14	[売春防止法第36条]			
	婦人保護施設	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第8条)	知事
	[老人福祉法第5条の3・第29条]			
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるもの)	10人以上		
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるもの)	10人未満		
	[介護保険法第8条第27項]			
	介護老人保健施設	10人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
		10人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	[障害者総合支援法第5条第1項・第11項・第25項・第26項]			
	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
	障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの。)	10人以上		
	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
	障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの。)	10人未満		



南海トラフ地震特措法に基づく対策計画策定対象事業所種別一覧

政令番号	施設または事業例	収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震防災規程を定める計画	提出先
15	【鉱山保安法第2条第2項】 鉱山	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
16	【港湾法第2条第5項第8号】 貯木場	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
17	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(敷地10,000㎡以上のもの) 動物園	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
18	【道路法第2条第1項】 道路法の規定による道路のうち、地方道路公社が管理する道路 【道路運送法第2条第8項】 一般自動車道	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
19	【放送法第2条第2号・第118条第1項】 基幹放送事業、放送局設備供給役務提供事業	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
20	【ガス事業法第2条第10項】 一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業所	全て	保安規程 (ガス事業法第30条第1項)	経済産業大臣
21	【水道法第3条第2項・第4項・第6項】 水道事業、水道用水供給事業、専用水道	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事
22	【電気事業法第2項第1項第9号】 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業	全て	保安規程 (電気事業法第42条第1項)	経済産業大臣
23	【石油パイプライン事業法第2条第3項】 石油パイプライン事業	全て	保安規程 (石油パイプライン事業法第27条第1項)	経済産業大臣
24	上記以外の工場、作業場又は事業場等	勤務する者の数が 1,000人以上 ( 50人以上)	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長

収容人員は、消防法施行規則第1条の3によるものであり、従業者数や施設利用者数、床面積など、防火対象物の区分に応じて算定し、定められるもの。

④工場、作業場又は事業場等については、50人以上は消防計画の提出義務があることから、大分県として対策計画作成の対象事業所とする。

(作成例)

**南海トラフ地震対策計画**  
**(南海トラフ地震防災対策規程)**

(目的)

**第1条** この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る防災訓練等防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

**第2条** 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「災害対策本部」という。)の構成、構成員の職務分担及び指揮命令系統は別表のとおりとする。

注) 情報収集・伝達班、避難誘導班、消防班、救護班、施設点検班等の編成や責任者を明示することとするが、既に別計画で定めている場合はこれに準ずる。

(情報収集・伝達)

**第3条** (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、事業所内の全従業員・顧客等(船舶等により事業所外に出ている従業員を含む)に対し、所内放送・口頭等の方法により、必要な情報を直ちに伝達するものとする。

(避難)

**第4条** (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)が定める緊急避難場所等は次表のとおりとする。

緊急避難場所	避難人数	うち従業員	うち客等	避難経路
神社、 小学校	人	人	人	<b>別添のとおり</b>

注) 1 避難場所等については、地域における避難場所と整合を図り、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)は、前項で定めた避難所等の位置及び当事業所からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。

**(訓練)**

**第5条** (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)が行う防災訓練は次による。  
なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体、自主防災組織等が行う訓練には、積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

**(教育)**

**第6条** (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)は、従業員に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、地方公共団体及び関係機関等が行う防災研修に参加させるものとする。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 四 従業員等が果たすべき役割
- 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 今後地震対策として取り組む必要のある課題

**(広報)**

**第7条** (事業主、防火管理者、災害対策本部長等)は、事業所内の各所に、想定津波高・到達時間、避難場所、避難経路を示す図面等を掲示するものとする。

A

対策計画を作成する事業者

別記様式第一（第2条第1項関係）

南海トラフ地震防災対策計画届出書			
年 月 日			
大分県知事 広瀬 勝貞 殿			
住所		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地)	
氏名		(法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)	
印			
南海トラフ地震防災対策計画を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震 変更 したので、南海トラフ地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。			
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 置法施行令第3条第 号該当)		
施設の場合にあつて は当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連 絡 先	住 所		
	担当の 名 称	電 話 番 号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

B

対策計画を作成する事業者

別記様式第二（第2条第2項関係）

南海トラフ地震防災対策計画送付書

年 月 日

ただし、提出は県防災危機管理課になります。

市町村長

殿

住所 } ( 法人にあっては、主たる  
事務所所在地 )

氏名 } ( 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 )

㊞

南海トラフ地震防災対策計画を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震  
変更 した。防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。

施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

C

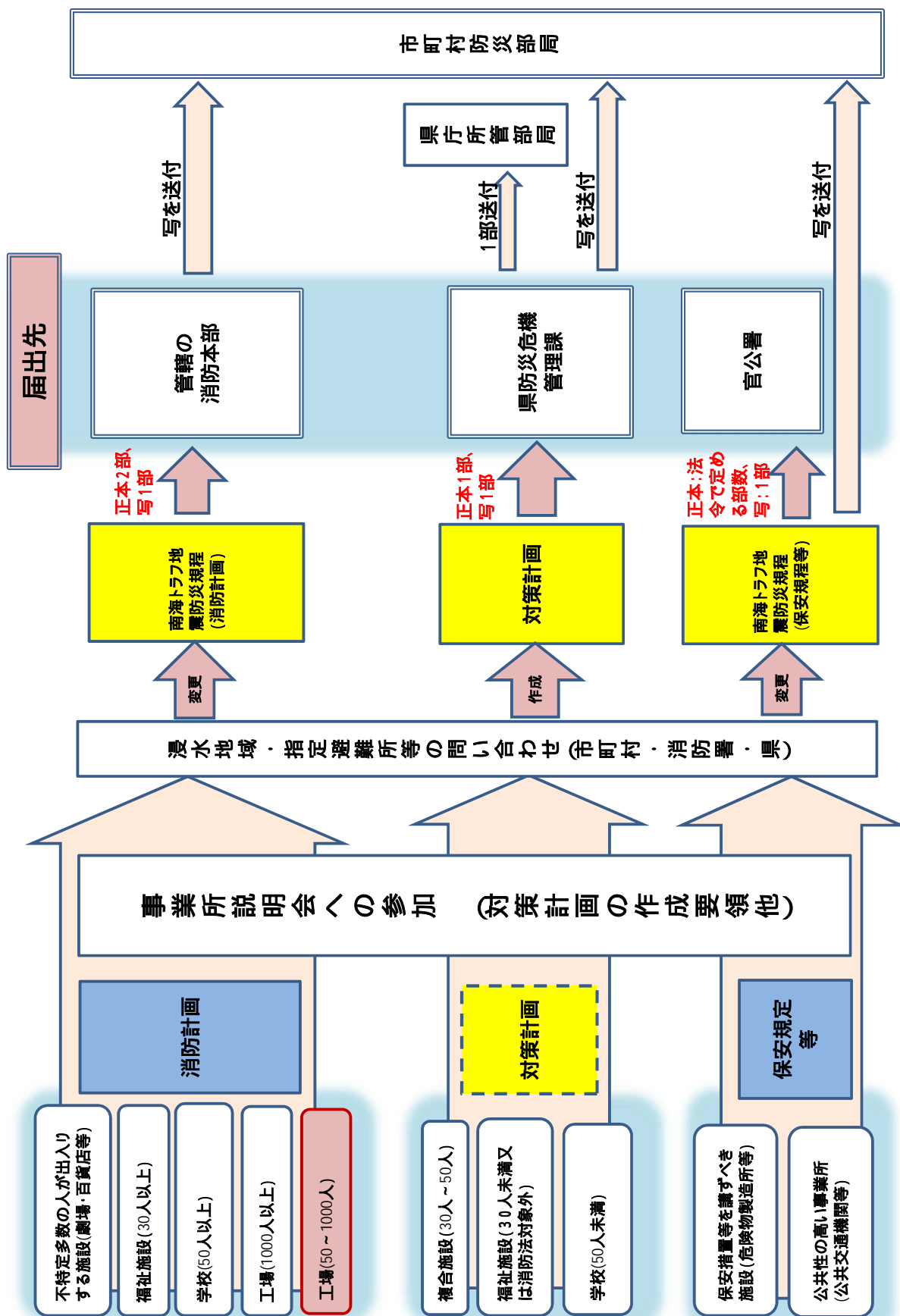
消防計画や危害予防規程、予防規程、  
保安規程等を変更する事業者

別記様式第三（第2条第3項関係）

南海トラフ地震防災規程送付書			
年 月 日			
市町村長 殿			
住所 <span style="font-size: 2em;">}</span> （法人にあっては、主たる 事務所の所在地）			
氏名 <span style="font-size: 2em;">}</span> （法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名）			
印			
南海トラフ地震防災規程を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震防災 変更 したので、南海トラフ地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届け出ます。			
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称		電話番号

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

事業所等の南海トラフ地震防災対策計画の作成から提出の流れ



ご登録ください!!



いつでも  
受信可能!

欲しい情報  
を選択!

# 県民安全・ 安心メール



あなたのケータイに大分県内の**災害情報**が届きます **身を守ろう**

気象警報



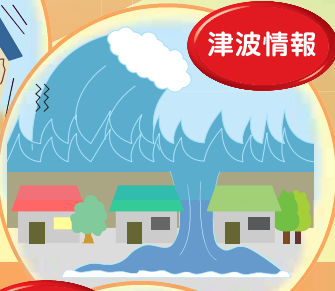
土砂災害  
警戒情報



地震情報



津波情報



火山情報



避難情報



緊急情報



## 配信する情報

### 必須情報

**気象警報**

大雨、洪水警報など  
※警報解除は任意です。

**土砂災害  
警戒情報**

**避難情報**

避難勧告・指示など

**地震情報**

震度3以上

**津波情報**

**火山情報**

**緊急情報**

大規模事故など

### 任意情報

※設定した場合に配信されます。

・**洪水予報**

大分川、大野川、番匠川、  
駅館川、筑後川など

・**河川水位情報**

県内84河川の水位情報

・**竜巻注意情報**

・**食中毒注意報**

・**光化学オキシダント情報**

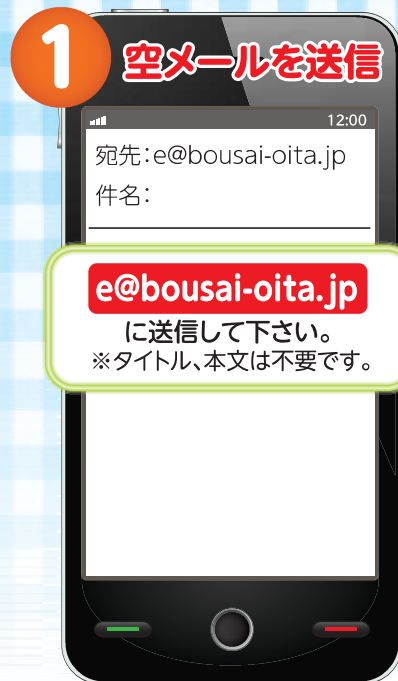


# 登録方法

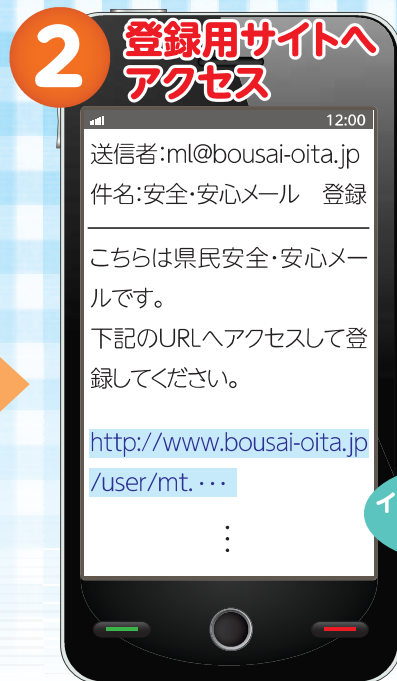


登録や情報提供は  
**無料**です。

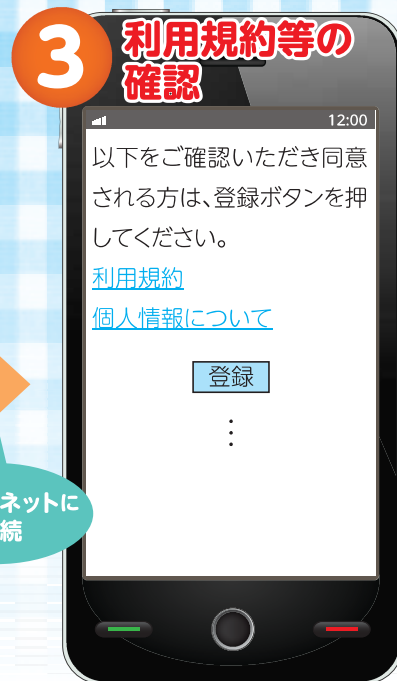
※メール・サイトの指示に従ってご登録ください。  
登録サイトは→ <http://www.bousai-oita.jp/>



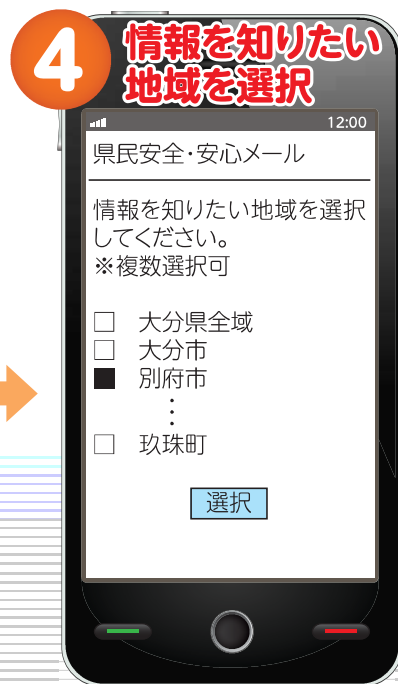
または、右上のQRコードをバーコードリーダーで読み取って下さい。



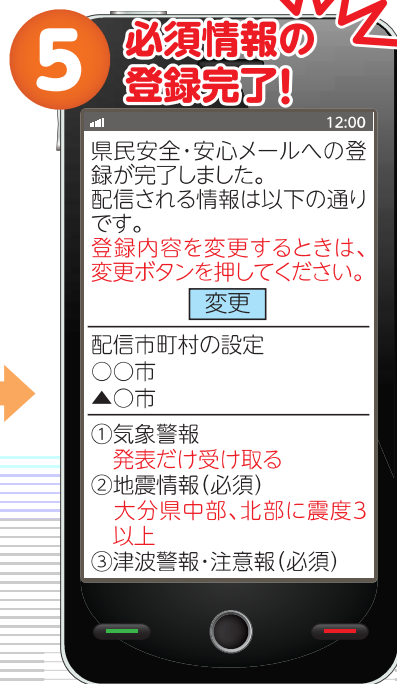
登録用メールが届いたら、本文URLにアクセスして下さい。



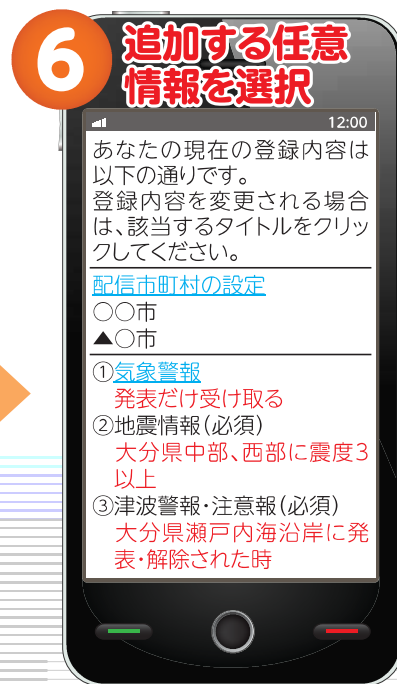
「利用規約」、「個人情報について」を必ずお読みになり、登録ボタンを押して下さい。



情報を知りたい地域をチェックし、選択ボタンを押して下さい。



必須情報の登録が完了しました。任意情報の配信も希望される方は、変更ボタンを押して下さい。



配信を希望する任意情報を選択し、変更して下さい。

登録を変更・解除される場合 → [e@bousai-oita.jp](mailto:e@bousai-oita.jp) に空メールを送信して下さい。

お問い合わせ先

大分県 生活環境部  
防災対策室

☎097-506-3155